

地域活動支援センター（Ⅰ型）業務受託候補者

募 集 要 項

平成29年2月

中津市

目次

1	本事業の目的	1
2	本事業の概要	1
(1)	事業の内容	1
(2)	事業の対象者	1
(3)	利用料の徴収	1
(4)	事業の実施場所	1
(5)	職員体制	2
(6)	開所日及び開設時間	2
(7)	連絡会議	2
3	委託料	2
4	応募資格等	2
5	選定方法	3
6	公募及び選定スケジュール	3
7	応募手続き	4
8	提出締切日・提出方法	5
9	質問の受付	5
10	その他	5
11	提出場所・問合せ先	5

1 本事業の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項第 9 号に基づき、障害者（法第 4 条第 1 項に規定する「障害者」をいう。）及び障害児（法第 4 条第 2 項に規定する「障害児」をいう。）（以下「障がい者」という。）等に対して、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とします。

2 本事業の概要

（1）事業の内容

- ①創作的活動又は生産活動の機会の提供
 - ②動作訓練を通じた心身の機能改善を図る指導（年間 6 回以上の実施を必須とする）
（中津市で現在実施している心理リハビリテーション）
 - ③障がい者等及び地域住民との交流の機会の提供
 - ④日常生活の支援・助言や福祉サービスの利用にかかる相談（専門機関への紹介を含む）
 - ⑤地域ボランティアの育成及び障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発活動
 - ⑥その他障がい者等の障がいの種類及び程度に応じて必要と認められる支援の実施
- ※事業の内容の詳細については、別紙事業内容説明書に記載のとおり。
- ※事業の内容は、市と受託事業者との協議により今後変更となる場合がある。

（2）事業の対象者

中津市に住所を有し、かつ、現に居住する障がい者等であって、事業の利用が必要であると認められるものとする。ただし、社会福祉課長が特に必要と認めるときは、中津市に住所を有し、又は現に居住することを要しない。

（3）利用料の徴収

事業の利用は、無料とする。ただし、創作的活動又は生産活動、イベント等の提供にかかる原材料費等については、必要に応じて受託事業者が実費徴収することができる。

（4）事業の実施場所

中津市内に所在し、本事業を行うための十分な設備を有していることを要する。

(5) 職員体制

本事業の実施にあたっては、精神保健福祉士等の専門職員1名以上を含む、3名以上の職員を配置しなければならない。うち1名は専任とし、かつ2名以上は常勤とすることとする。

(6) 開所日及び開設時間

窓口の開所日及び開設時間の目安は下記のとおりとする。

月～金曜日の午後3時から午後5時及び土曜日の午後1時から午後5時

なお、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

(7) 連絡会議

受託事業者は、市職員と受託事業者とで構成する連絡会議を年4回実施し、運営状況等について協議する。協議の際には、直近3ヶ月の業務実績を取りまとめた報告書を市に提出した上で協議することとする。

3 委託料

委託料の上限（税込）は、4,030,000円とする。

支払い方法については半期ごとの概算払いとし、年度末に実績報告を行い、余剰額については本市の指示により戻入するものとする。

ただし、本委託料は当該事業に係る予算の成立後に確定するため、当該事業の予算が成立しなかった場合、契約を解除することがある。この場合、市はその損害賠償の責は負わないものとする。また、委託料の予算が変更になる場合は、予算の範囲内で受託者と協議の上、契約を締結する場合がある。

4 応募資格等

本業務受託候補者に応募することができる事業者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定を受けているか又は平成29年2月28日までに指定を受ける見込みがあること。なお、グループ申請の場合は、グループを構成するすべての法人が指定を受けていなければならない。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。
- (3) 本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 「中津市暴力団排除条例」に定める規定に抵触する法人ではないこと。
- (6) 受託業務を継続的かつ安定的に実施できる経営基盤を有している法人であること。
- (7) 過去において、特定相談支援事業又は障害児相談支援事業の指定を取り消されたことがない法人であること。

5 選定方法

- (1) 中津市地域活動支援センター（I型）業務受託候補者選定委員会において、応募書類審査及び企画提案会（プレゼンテーション及び質疑応答）を行います。後日、受託候補者選定に関する審査基準に基づき選定委員が採点し、最高得点事業者を受託候補者として選定します。
- (2) 上記において同点の場合は、経費見積額が低い事業者を受託候補者とします。
- (3) 上記においてもなお決定しない場合は、選定委員の審議により決定します。
- (4) 複数の応募があった場合でも、審査の結果、選定基準点を超える者がいない場合は選定しない場合もあります。
- (5) 応募者が1者のみの場合は、委員会で定める基準点を満たした場合、受託候補者とします。
- (6) 得点数は、選考委員の合計点で決定します。
- (7) 審査結果は、受託候補とした事業者に書面にて通知します。

※なお、企画提案会の審査内容について、企画提案会後に説明は行いませんので、予め御了承ください。

6 公募及び選定スケジュール

公募及び選定のスケジュールは以下のとおりです。

時 期	項 目
2月 3日（金）	事業概要の公表
2月 6日（月）～17日（金）	質問期間及び応募書類配布期間

2月22日（水）	応募書類の提出期限
2月23日（木）～28日（火）	企画提案会（別途通知します。）
3月 1日（水）	審査
3月 3日（金）	受託候補者の決定、通知
4月 1日（土）	契約、事業開始

7 応募手続き

（1）応募書類の配付

応募書類については、配布期間内に市ホームページからダウンロードしてください。

（2）応募書類の様式

- ①誓約書（様式1）
- ②企画提案書提出届（様式2）
- ③企画提案書（任意様式）
- ④事業概算見積書（任意様式）
- ⑤貴事業者の概要及びパンフレット（任意提出）
- ⑥グループ申請の場合は、申込みに係るグループ構成員表（様式3）
- ⑦その他必要書類

ア. 当該法人における直近1か年の貸借対照表及び損益計算書（任意様式）

イ. 中津市暴力団排除条例に基づく暴力団でないことの表明及び確約に関する同意書

（3）留意事項

- ①応募者が次の事由に該当したときは失格とします。
 - ア. 応募書類に虚偽の記載があった場合
 - イ. 企画提案会に参加しなかった場合
 - ウ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ②応募書類について、受付期限を過ぎた後は、内容の変更、又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり本市が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではありません。
- ③応募に要する費用は応募者の負担とします。
- ④応募書類は、理由のいかんを問わず返却いたしませんので、必要な書類については、あらかじめ応募者で写しをとっておいてください。
- ⑤応募書類の著作権は、当該応募書類を提出した応募者に帰属します。ただし、受託候

補者の選定結果の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で利用できるものとし
ます。また、提出された書類は、本市の情報公開条例に基づく情報公開の対象となり
ます。
(個人情報に関する情報や応募者の正当な利益を害するおそれのある情報等を除く。)

8 提出締切日・提出方法

- (1) 提出締切日：平成29年2月22日（水） 正午
- (2) 提出方法：11に定める障害福祉係に直接提出してください。郵送での提出は認め
ません。上記の応募書類を作成のうえ、各正本1部、副本4部（複写可、A4版、横書き、
左綴じ）を提出してください。

9 質問の受付

- (1) 受付期間は6に定めるとおりとします。
- (2) 質問事項については質問票（様式4）を使用し、11に定める担当者に電子メール
で行うものとします。
- (3) 回答は、質問と併せて、本募集要項を送付した事業者全員に電子メールで送付する
とともに、市ホームページに掲載するものとします。

10 その他

この募集要項に定めのない事項（事業内容に係るもの）については、適宜、市と受託事
業者で協議の上決定するものとします。

11 提出場所・問合せ先

〒871-8501 中津市豊田町14番地3

中津市役所 福祉部 社会福祉課 障害福祉係

電話 0979-22-1111（内線296）

FAX 0979-25-2335

E-mail isobe.hiroki@city.nakatsu.lg.jp

担当 丸尾、磯邊